

第五十一回国 参議院農林水産委員会會議録第二十八号

昭和四十一年五月三十一日(火曜日)

午前十一時二十三分開会

委員の異動

五月三十一日

北村 暢君

補欠選任

川村 清一君

出席者は左のとおり。

委員 山崎 齊君
理事 園田 清充君
野知 浩之君
武内 五郎君
渡辺 勸吉君
宮崎 正義君

委員

青田源太郎君
舘原 茂嘉君
小林 篤一君
櫻井 志郎君
田村 賢作君
高橋雄之助君
任田 新治君
仲原 善一君
八木 一郎君
川村 清一君
中村 波男君
村田 秀三君
森中 守義君
矢山 有作君
北條 篤八君

衆議院議員

農林水産委員長 田口長治郎君
代理理事 湯山 勇君
発議者

國務大臣

農林大臣 坂田 英一君

政府委員

農林政務次官 後藤 義隆君
農林省農政局長 和田 正明君
農林省農地局長 大和田啓氣君

事務局側

常任委員会専門員 宮出 秀雄君

本日の會議に付した案件

○農地管理事業団法案(内閣提出、衆議院送付)

○農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案(衆議院送付、予備審査)

○委員長(山崎齊君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

農地管理事業団法案、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(閣法第一三八号)、農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案(湯山勇君外十三名提出)

(衆第一二二号)

以上、三法案を議題といたします。まず、農林大臣から、農地管理事業団法案、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案の提案理由説明を聴取いたします。坂田農林大臣。

○國務大臣(坂田英一君) 農地管理事業団法案につきまして、その提案の理由及びおもな内容を御説明申し上げます。

農業生産を維持増大して国民食糧の安定的な供給を確保するとともに、農業と他産業との間における所得及び生活水準の格差の是正をはかることが、農政の基本であると考えます。そのために

は、震細な兼業農家を含め、農家全体を対象として農業生産を振興し、その所得を高めることに努力いたすことはもとよりであります。最近における農業の動向からみますと、農業に専念し、農業所得によって生活することが出来る農家を相当数育成することがきわめて重要であるかと存じます。このような自立経営農家及びこれに準ずる協業経営が健全に育成されるためには、農業に専念する農家が漸進的に経営規模を拡大し、生産性の高い農業経営の基礎を確立することのできる条件がつくられることが必要であります。

最近における農家戸数の推移をみますと、昭和三十五年から四十年までの間に年平均約八万戸の減少を示しました。この間、都府県で一・五ヘクタール以上の農家が多少増加しておりますが、経営規模の拡大の傾向は必ずしも顕著とはいえない状況にあります。また、農地についての権利移動をみますと、自作地の売買等による有償移動の面積は、年々増加し、昭和三十九年には約七万五千ヘクタールとなっておりますが、その内容においては、自立経営をめざす農家の経営規模の拡大の方向に沿って行なわれているとは必ずしもいいがたいのであります。

そこで年々移動している七、八万ヘクタールの農地に着目し、地域の実情に応じ無理なく経営規模の拡大に資するよう方向づけることにより、農業によって自立しようとする農家及びこれに準ずる協業経営の規模拡大を促進することを旨として農地管理事業団を設立し、農地及び未墾地の取得についてのあっせん及び融資、農地の売買その他農地移動の円滑化に必要な業務を行なわせるため、この法律案を提出したのであります。

政府は、第四十八回通常国会に農地管理事業団法案を提出し、衆議院を通過し参議院において審議未了となっております。今回、その際の審議経

過等を勘案し、農地管理事業団の業務の範囲に未墾地の取得についてのあっせん及び融資を加えるとともに、事業団の業務は、今後事業の実施状況を見、市町村の希望により農村らしい農村のすべてにおいて実施することを旨として、初年度四百市町村において行なうものとし、また農家に直接接洽する事務は市町村及び系統農協に委託して処理することとする等構想を改め、所要の予算を計上するとともに、この法律案を提出した次第であります。

以上がこの法律案を提出する理由であります。以下法律案のおもな内容について御説明申し上げます。

第一に、農地管理事業団の目的は、農地等にかかる権利の取得が農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化に資するよう適正円滑に行なわれることを促進するため、これに必要な事務を行なうことにより、農業構造の改善に寄与することと規定しております。

第二に、農地管理事業団の資本金は一億円とし、政府はその全額を出資し、必要に応じ追加出資をすることができることといたします。ほか、役員の数、任免その他事業団の組織につき所要の規定を設けております。

第三は、事業団の業務に関する規定であります。まず、事業団の業務範囲といたしましては、農地、採草放牧地、未墾地またはこれらの付帯施設についての売買または交換のあっせん及びその取得に必要な資金の貸し付けと、農地、採草放牧地またはこれらにかかる付帯施設についての買入れ、交換及び売り渡し、借り受け及び貸し付け並びに信託の引き受けを行なうこととしております。次に、事業団は、農林大臣の指定する業務実施

地域内にある農地等について業務を行なうものとしております。この指定は、都道府県知事が関係市町村と協議し、都道府県農業会議の意見を聞いて申し出た場合に、土地の農業上の利用の高度化をはかることが相当と認められる農業地域で、農業構造の改善をはかるため農地等の権利取得を適正円滑にすることが特に必要な地域について行なうこととしております。

さらに、事業団の業務執行の方針といたしましては、自立経営になることを目標として農業経営を改善しようとする農家及びこれに準ずる農業生産法人の農地等の取得または借り受けを促進するように、その業務を行なわなければならないものとしております。

また、事業団の貸し付け金及び売り渡し対価の償還条件は、年利三分、償還期間三十年以内の元利均等年賦償還とするほか、一定の場合における一時償還及び償還の猶予、売り渡した農地等の買い戻し、農地等の信託にかかる信託法の特例、地方公共団体及び信用農協連合会等に対する業務の委託について規定いたしております。

第四は、事業団の財務及び会計につきまして、予算、事業計画等についての農林大臣の認可、借り入れ金、交付金の交付等の規定を設け、また事業団は農林大臣が監督することとし、監督命令その他の規定を置いております。

以上のほか、事業団は、業務実施地域内の農地または採草放牧地の所有者がその農地等の所有権を移転し、または賃借権等を設定しようとするときは、あらかじめ通知を受け、必要と認めるときはあつせん、買い入れ等の申し出をすることとしております。

また、農地法の適用につきまして、事業団による農地等の買い入れ、売り渡し及び借り受け、貸し付けについては許可を要しないこととし、また、事業団が農地等を借り受け、これを貸し付けた場合は、小作地の所有制限は適用せず、更新拒否等についての許可を不要とする等の特例を設けることとしております。

さらに、税制上の特例といたしましては、事業団のあつせん融資等によって土地を取得した者に對して不動産取得税を軽減することとしております。

また、別途租税特別措置法の一部改正によりまして、事業団のあつせん等により土地を譲り渡した者について譲渡所得に対する所得税を軽減し、また不動産取得税の場合と同様に、土地を取得した者について登録税を軽減することとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及びおもな内容であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

次は、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

農林漁業団体職員共済組合法は、農林漁業団体の役員員の経済的保証を制度的に確立するため、昭和三十三年四月に制定されたものであります。

その後、昭和三十九年には、他の共済組合法の給付内容の引き上げに見合う給付内容の改善を實現し、さらに昭和四十年には退職年金等の最低保障額を大幅に引き上げてまいりましたことは御承知のとおりであります。

しかしながら、本制度による給付の内容を国家公務員共済、地方公務員共済等の共済組合法の給付内容と比較いたしますと、なお、昭和三十九年における法改正前の組合員期間の取り扱い等において多少の格差が認められるのでありまして、これらの点につきましてはかねてから慎重に検討してまいりましたところであり、今般、これらにつき他の共済組合法による給付内容に準じて改善いたしますとともに、本共済組合の給付に要する費用についての国の補助率を引き上げ、あわせてこの制度の円滑な運営をはかるため所要の規定の整備を行なうことにより、本共済組合法設立の目的の實現に遺憾なきを期せんとするものであります。

次に、この法律案による制度改正の内容の概要について御説明申し上げます。

改正の第一点は、昭和三十九年の本法改正前の組合員期間にかかる給付額算定の基礎となる平均標準給付につきまして、その算定の基礎期間が従来五年でありましたのを三年に改め、これにより平均標準給付の額を引き上げることとするのと同時に、旧法組合員期間の平均標準給付の月額についての五万二千円という最高限度額を廃止することとするのであります。

改正の第二点は、すでに年金受給権者となつている者、いわゆる既裁定者に支給しております年金につきまして、昭和四十一年十月分以後、改正の第一点についてと同様な算定方法の改善を適用してその額を引き上げることとするのと同時に、厚生年金の被保険者であつた期間について年金額の減額を受けている者についてはその減額を行なわないこととするよう改めるのであります。

また、これらいわゆる既裁定者のうち組合員期間二十年以上の長期在職者の年金額であつて特に低額のものについては、一定額まで引き上げを行なうこととするのであります。

改正の第三点は、退職年金の受給権を有する者であつても、五十五歳に達するまでは年金の支給を停止することとなっておりますが、希望するものには退職年金にかえて、新たに減額退職年金を支給できることとするのであります。

改正の第四点は、標準給付の月額を改定であります。現行の標準給付の等級及び月額を定めた表は、昭和三十九年に改定したものでありますが、現在の農林漁業団体の役員員の給与の実態を勘案し、その最低額を六千円から八千円に引き上げ、標準給付と現実の給与との乖離の是正をはかったものであります。

改正の第五点は、農林漁業団体職員共済組合が年金及び一時金を支給するために要する費用に對する国庫補助の率を百分の十五から百分の十六に引き上げることとしたのであります。

規定、監事の権限の拡大に関する規定等につきましても所要の整備をはかつております。

最後に、この法律の施行期日は、準備期間等を考慮して、昭和四十一年十月一日からとしております。

以上がこの法律案の提案理由とおもな内容であります。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(山崎君) 次に、農地管理事業団法案に對する衆議院における修正点について、政府委員から説明を聴取いたします。大和田農地局長。

○政府委員(大和田啓氣君) 農地管理事業団法案につきましては、衆議院において修正を受けましたので、その内容を申し上げます。

本法案に事業団のあつせん及び融資または売り渡しにより農地、未墾地等取得した場合に、不動産取得税を軽減する規定を置いておりますが、本国会において地方税法の一部を改正する法律案が農地管理事業団法案よりも早く閣議に提出され、すでに成立いたしました関係上、所要の技術的修正を加えたものでございます。条文の番号の整理でございまして、内容には全く変化はございません。

以上のとおりでございます。

○委員長(山崎君) 続いて、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案に對する衆議院における修正点について、衆議院農林水産委員長代理田口長治郎君より説明を聴取いたします。

○衆議院議員(田口長治郎君) 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案について、衆議院における修正の趣旨を簡単に御説明申し上げます。

修正の内容は二点であります。

すなわち、その第一点は、改正案では既裁定の障害年金について、二十年以上の組合員期間のある者に限り、六万円を保障することとしておりますが、障害年金については、在職期間の長短に

よって差をつくべきでないという観点に立つて、この際二十年以上の制限を削除することとしたしました。

第二の修正点は、農林漁業団体職員共済組合の組合員の標準給与は極端に低いにもかかわらず、その掛け金率が高くなるという特殊な理由があるため、国は毎年の給付に要する費用の一六〇％を国庫補助するとともに、さらに財源調整のため必要があるときは毎年度予算の範囲内において、これに要する費用の一部を補助することができる道を開いた次第であります。

以上、簡単に申し上げますが、修正の趣旨について申し上げます。

なお、この修正は自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三党共同提案によるものであります。何とぞ全員の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(山崎齊君) 続いて、農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案の提案理由説明を、発議者衆議院議員湯山勇君より聴取いたします。

○衆議院議員(湯山勇君) お手元に資料が届いていないかと思いますが、たいへん恐縮でございますが、後刻お届けすることにして、提案理由を御説明申し上げます。

私は提案者を代表して、ただいま議題となりました農林漁業団体共済組合法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

農林漁業職員共済組合法は、農業漁業団体役員員の年金制度を確立することによって、そこに働く人々が、将来に明るい希望を持ち、安心して業務に専念できるようにするため、去る昭和三十三年四月に制定されました。次いで昭和三十九年六月に第一次の改正が行なわれましたが、当時新法適用を期待していた組合員を失望させるなどのほか、法の内容の不備もあり、本委員会及び本院は附帯決議によって制度の早急な改善を要望いたしました。

したがって、本法の改正案は、当然政府から提案されるべきものと存じますが、いまだに改正案の提案がなされないことを遺憾に思う次第であります。

さらに、昨年厚生年金の給付水準も大幅に引き上げられたことでもありますので、この際三十九年改正当時の附帯決議の趣旨に基づき農林漁業団体職員共済組合法のすみやかな改正を行なわなければ、本制度設立の目的がそなわられるおそれがあり、農林漁業団体役員が将来に希望を持って職務に専念し得るよう、ここに改正案を提出する次第であります。

まず第一は、第一条の中に政令で指定する法人を加え、適用団体の範囲を拡大することいたしました。

第二に、標準給与の引き上げを行なうこととし、標準給与の月額を最低六千円から八千円に引き上げるとともに、標準給与の等級を三十五等級から三十三等級に改めることいたしました。

第三に、退職給付、障害給付、遺族給付の最低保障額の引き上げを行なうこととし、退職給付は年額八万四千円を九万六千円に、障害給付は廃疾の程度が一級のものについては十萬三千二百円を十二萬円に、二級のものについては八萬四千円を九萬六千円に、三級のものについては六萬円を七萬二千円に、遺族給付は年額六萬七千二百円を七萬六千八百円に改めることいたしました。

第四に、減額退職年金制度を設け、退職年金を受ける権利を有する者が五十五才に達する前に年金給付を希望したときは、減額退職年金を支給するものと、減額退職年金の年額は退職年金の年額から一年につき四％減額したものを支給することとしたしております。

第五に、農事組合法人等の特殊性を考慮に入れ、農事組合法人等の職員たる組合員にかかる退職年金の支給等に関する特例を設けました。これは、農事組合法人、漁業生産組合等においては高年齢に達しても生産に従事する率が高いため、これらの組合員に限り六十五才に達したときに退職支給を行なうこととしたしております。

第六に、国の補助は給付に要する費用の百分の二十に相当する額に引き上げるとともに、掛け金の負担は、組合員及びその組合員を使用する農林漁業団体等が、四十五と五十五の割合で掛け金を負担することとしたいたしました。

第七に、信用事業を行なっている農業協同組合連合会及び漁業協同組合連合会に対し、その業務の一部を委託することができることとしたいたしました。

第八に、年金額のスライド制を設け、この法律の基礎になった当時の生計費または消費者物価の水準に比して百分の五以上上昇したときは、すみやかに年金額の改定の措置を講ずることとしたいたしました。

第九に、昭和三十九年改正法の附則により、給付に関する経過措置の適用を受けている組合員を適用の対象から除外し、本改正案の規定による給付を適用することとしたいたしました。これによって、標準給与月額五万二千円頭打ちを解消し、退職年金の年額は標準給与月額四万から、標準給与年額四〇％となるなど、三十九年改正の際の不合理を解消することとしたいたしました。

第十に、既裁定年金の改訂を行ない、すでにその額が計算された退職年金、障害年金または遺族年金を受ける権利を有する者に支給する給付については、昭和四十一年四月以降、その額を新法第三章の規定により計算した額に改定することとしたいたしました。

第十一に、以上の給付内容の改善にあわせて、従来不十分であった諸規定の整備を行なうこととしたいたしました。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容の説明であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(山崎齊君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(山崎齊君) 速記を起こして。
暫時休憩いたします。
午前十一時五十二分休憩

午後三時十五分開会
○委員長(山崎齊君) ただいまから委員会を再開いたします。

農地管理事業団法案について補足説明及び資料説明を聴取いたします。農地局長。

○政府委員(大和田啓吉君) 農地管理事業団法案につきまして、提案理由説明を補足して御説明申し上げます。

今回、再び本法案の御審議をわずらわしますのは、農業に専念し、農業によって生計を立てようとする熱意のある農家をできるだけ多く育成するよう農地管理事業団が農地及び未墾地の取得のあっせん、融資等を行なうことにより、地域の実情に応じ無理のない方法で農地等の移動を方向づけ、これらの農家が農地等の取得をより容易に行なえるような条件をつくらうとするものであります。

本法案を提出するにあたりましては、第四十八回通常国会における農地管理事業団法案の審議の際の御意見などを慎重に考慮いたしまして、次の諸点につき構想を改めました。

その第一点は、前回は、農地管理事業団は当面パイロット的に業務を行なうこととし、初年度は、百市町村で業務を開始することとしたしてありましたが、今回は、今後の事業実施状況を見、市町村の希望により農村らしい農村のすべてにおいて事業を実施することを目途として、初年度四百市町村で業務を実施することとしたしてあります。

第二点は、農地移動の円滑化とあわせて農用地の開発を促進するため、農地管理事業団は農地関係業務のほか未墾地の取得についてのあっせん及び融資を行なうこととし、これに基づいて農地管理事業団法案の内容を改めてあります。

第三点は、農地管理事業団の業務実施地域には当面事業団の職員を設置せず、市町村及び系統農協に事務を委託し、市町村では農業委員会が事務処理に当たることとして、農家に直接接触する事務は事業団の指導のもとに地域の実情に精通した職員が処理することとしたのであります。

第四点は、前回は農地管理事業団に農地を譲り渡した者に対してのみ譲渡所得にかかる所得税を軽減するものでありましたが、今回は事業団のあっせんにより農地及び未墾地を譲り渡した者についてもこれを行なうこととするともに、事業団のあっせん及び融資を受けて農地の譲渡が行なわれた場合に登録税及び不動産取得税を軽減することとしたのであります。今回はこれを未墾地に及ぼすこととしたのであります。

昭和四十一年度におきましては、農地管理事業団を発足させ、市町村の希望に基づき四百地域を逐次指定し、市町村段階の業務体制の整ったところから業務を開始することを予定しております。予算措置といたしましては、農地管理事業団に対する出資金、交付金等合計五億円及び都道府県、市町村等による事業の普及推進に要する経費約五千五百万円を計上いたしております。また、農地等の取得に要する資金貸し付けの原資として資金運用部からの借り入れ金四十億円を予定いたしております。

以下、農地管理事業団法案の内容について補足して御説明申し上げます。

まず、農地管理事業団の組織につきましては、農地管理事業団の資本金は一億円とし、追加出資に関する規定を置きます。第九條以下におきまして、役員の数等は理事長一人、理事三人以内、監事一人とし、理事長及び監事は農林大臣が任命し、理事は理事長が農林大臣の認可を受けて任命することとし、いずれも任期は三年とする。役員に職務及び権限、欠格事項、解任等について規定しております。

次に、農地管理事業団の業務につきましては第三章で規定しております。

第二十条におきましては、農地管理事業団の業務の範囲を農地、未墾地、採草放牧地または付帯施設の売買または交換のあっせん、その取得に必要な資金の貸し付け、農地、採草放牧地または付帯施設の買入れ、交換及び売り渡し、借り受け及び貸し付け並びに信託の引き受けとこれらに付帯する業務と定め、付帯施設については、農地、採草放牧地または未墾地について業務を行なう場合にあわせて業務を行なうものとしております。なお、本法案における農地等の定義につきましては、第二条で規定しております。

第二十一条から第二十五条までは、農地管理事業団の業務実施地域に関する規定であります。都道府県知事は関係市町村と協議し、都道府県農業会議の意見を聞いて指定の申し出をすることとしており、地域の指定は国土資源の総合的な利用の見地からみて、土地の農業上の利用の高度化をはかることが相当と認められる農地地域、農地保有の合理化等農業構造の改善をはかるため農地等についての権利の取得を適正円滑にすることが特に必要と認められる地域について行なうこととしております。なお、指定は告示することとし、区域の変更の手続は指定の手続に準ずることとしております。

第二十六条は、業務執行の方針でありまして、事業団は、農業を営む個人または農業生産法人で農業基本法第十五条で規定する自立経営またはこれに準ずる効率的な協業経営を目標として農業経営を改善しようとするものの農地等の取得または借り受けを促進するように業務を行なうものとしております。

次に第二十七条から第三十条までにおきまして、貸し付け金及び売り渡し対価の償還条件は、年利三分、償還期間三十年以内の元利均等年賦償還とし、借り受け人等は繰り上げ償還をすることができるとするほか、取得した農地等の耕作をやめた場合、一定限度以上経営規模を縮小した場合等の事由があるときは事業団は一時償還を請求することができるものとし、災害その他やむを得ない理由があるときは償還の猶予をすることができることとしたのであります。

第三十一条におきましては、事業団は農地等を売り渡した場合に一定の基準により買戻しの特約をつけなければならないものとし、右の一時償還とは同様の事由があるときは買戻しをすることとしたのであります。

以上のほか、事業団の業務運営方法につきましては、第三十二条から第三十五条までにおいて事業団の農地信託業務についてその性格上必要な信託法の特例を設け、第三十六条において資金の貸し付け及び対価の支払い徴収の業務の都道府県信用農協連合会等への委託及びその他の地方公共団体への委託について規定し、第三十七条に業務方法書についての規定を置いております。

次に、事業団の財務及び会計について第四章で規定しております。事業計画、予算及び資金計画については農林大臣の認可を受けなければならないこととするほか、財務諸表の承認、損益の処理方法、借入金及び債券の発行、政府からの交付金の交付、余裕金の運用方法等について定めております。

第五章以下は、監督その他の規定であります。第五十三条におきましては、業務実施地域内の農地または採草放牧地の所有者は、その農地等について所有権の移転または賃借権等の設定をしようとするときは、あらかじめ事業団に通知しなければならぬものとし、事業団は必要があるとき認めるときは、譲り渡しのあっせんまたは買戻しを受けようとする旨を申し出ることを規定しております。

附則におきましては、事業団の設立手続を定め、所要の経過規定と関係法律の改正規定を設けております。

まず、農地法の特例といたしましては、第一に事業団が一方の当事者となっている農地等の権利移動については農地法第三条の許可を不要とし、第二に、事業団が借り受けている農地等及び事業団が所有する農地等については小作地の所有制限

を適用しないこととし、第三に事業団が借り受けまたは信託を引き受けて貸し付けている農地等については、借り受け期間または信託期間の満了の際の更新拒否等は農地法第二十条の許可を受けることを要しないものとしております。

次に、税制上の特例といたしましては、本法案の附則による地方税法の一部改正によりまして、事業団のあっせん及び融資または売り渡しにより農地、未墾地等取得した場合に不動産取得税を軽減するほか、別途租税特別措置法の一部改正により、農地、未墾地等を農地管理事業団に対して譲り渡した場合はそのあっせんにより譲渡した個人については、その譲渡所得に対する所得税を軽減することとし、また、不動産取得税の場合と同様に農地、未墾地等取得した者について登録税を軽減することとしております。

以上をもちまして農地管理事業団法案についての補足説明を終わります。

次に、お手元に配付いたしております資料について説明をいたします。

まず、横の資料で「農地管理事業団法案関係係考統計資料」、これは最近における農地事業を要約いたしております。

まず一ページをごらんいただきたく思います。農地面積、農家数と農地移動というところですが、右の欄で、農地法による農地移動等統制許可面積というところをごらんいただきます。所有権移転で自作地の有償と無償とを区別して、昭和三十年に自作地の有償移転が三万九千四百町歩でありましたものが逐次増加をいたしまして、三十九年には七万五千八百町歩というふうになっております。これはごく一部交換を含んでおりますが、大部分、ほとんど全部が売買による移動でございます。

その左に無償というのがありますが、これは生前贈与、分家等々無償贈与でございます。それから小作地の小作人が小作地を地主から買うという形の移動でございますが、最近においてはやや少なくなりまして、一万町歩程度という状

態でございます。

それから賃借権による農地の移動がありますのは、まず、賃借権の設定で新しく小作関係をつくるというものは、最近大体三千町歩程度、昭和三十八年に六千五百町歩の設定というものがございしますが、近くの年と比べて相当多く動いておりますけれども、これはそのときにおける農業生産法人への賃借しが相当なウエートを持っておりま

それから使用貸借による権利、これはただで借す関係で、最近使用貸借による権利が三十八年に二千九百町歩、三十九年に四千六百町歩というふうな多量に動いておりますけれども、これも山形その他における農業生産法人の設立に關係するものであります。

それから賃貸借の解約等、これが大体四千町歩、転用、これは農地を他のものに変える、農地をつぶすための移動でございますが、逐年ふえて、昭和三十九年において二万九千七百町歩という状態でございます。これを通観いたしますと、ここには資料としては出ておりませんが、耕作目的の農地の移動は三十九年で件数にいたしまして五十九万件でございます。正確には五十八万九千九百件でございます。総面積で十一万四千八百町歩でございます。これは農家の数との比較におきましては、大体十軒に一軒の割合で何らかの形で農地移動に關係をいたしておる。それから面積をいましては、大約二割の農地が何らかの形で動いているということでございます。それで、農地の移動はいま申し上げましたように、主体はあくまで自作地の有償による所有権の移転でございます。若干の例外はございすけれども、それがほとんど大部分であるばかりではなしに、最近における移動面積等々の増加は、自作地の有償移転の増加が大きな原因になっておるわけでございます。

それから、いま申し上げましたのは、全国の数字でございますが、面積で申し上げますと、自作地の有償移転が全体で七万五千八百町歩でございます。

ますが、これを内地と北海道に分けますと、北海道が三万一千六百町歩、それから内地は四万四千二百町歩という状態でございます。さかのぼって、昭和三十五年で申し上げますと、全体の有償移動の自作地の面積のうち北海道の占める割合が三二%でございましたけれども、三十九年においては、それが四二%に増大をしているという状態でございます。また、これは農地の移動の規模の相違もございまして、内地では有償移動の一件当たりの面積が約一反一畝でございますけれども、北海道ではそれが二町一反三畝というふうな、内地のほぼ二十倍くらいになっておるといふ状態でございます。

二ページにまいります。二ページでは、まず農家の規模別の増減がございすますが、その次に自作地の売買件数、最後に自作地の売買面積というのがございす。これは売買に限っての数字でございます。いまして、規模別に、どういふ農家からどういふ農家に移っているかということでございます。たとえばお説みいただきますと、三反歩未満のところ、全体の面積の一四・一%のものが三反歩未満の農家によって売られ、また全体の売買面積の六・四%のものが三反未満の農家によって買われておるといふ、そういう状態でございます。都府県で北海道を除いた数字でございますけれども、この表を通覧されますと、内地で七反未満のところでは、売却が譲り受けよりも多いという状態であることがおわかりになるだらうと思ひます。七反以上において階層として見た場合、農地を売るよりも買うほうが多い、しかし、その差はそんなに多くないということが次に出てくるわけでございます。

四ページをお開き願いたいと思ひます。

四ページは、自作地の売買につきまして、階層別の分布状況を示したものでございす。三十八年と三十九年と多少の動きはございすけれども、三十九年でございすものと、譲り渡した人、譲り受け人、これは階層でございすますが、三反未満のものの譲り渡し面積が一四・三%、譲

り受けの場合に三反未満のものが七・七%という状態でございます。そうして七反未満のところでは、譲り渡したほうが譲り受けよりも多いという状態は、先ほども申し上げたとおりで、七反未満はこの面積を総計いたしますと、割合にして譲り渡しが四二・一%、譲り受けが三三・四%という状態でございます。そうして都府県の農家を、かりに小さいもの、中くらいなもの、比較的大きいものというふうに分けるといたしますと、七反未満、七反から一町五反、一町五反以上という分け方ができると思ひますけれども、七反未満というのはいま申し上げましたように四二%を売って三三%を買ったという状態でございます。一町五反のところを引きますと、これにもあらわれておりますように、三十九年で一町五反以上の農家が二〇・一%売って、二二・八%買ったという状態でございます。

それを要約して申し上げますと、ラウンドナンパーにして申し上げますと、七反未満、七反から一町五反、一町五反以上というふうな、かりに小、中、大というふうな感じで申し上げますと、三十九年で全体の売られた農地のうち七反未満のものは、四二%売って三三%買ひ。七反から一町五反のいわば中位の農家は、三八%売って四三%買ひ。それから一町五反以上の農家というものは、二〇%売って二四%買ひという状態でございます。しかし、全体が、ここにも書いてございすように、内地で売買が四万町歩とちょっとございすから、いま申し上げましたような数字も、面積にいたしますとそれなりに多くはございす。たとえば七反以下の層から七反歩以上の層に移ったものは八%ないし九%あるわけでございます。面積にいたしますと大体三三町歩台でございす。それから一町五反以上になりますと、面積にして全体の三三%ないし四四%、割合にして三三%ないし四四%、面積にして千町歩ないし千五百町歩という状態でございます。したがって、私も小さな農家が土地を買ふということが農業生産から見て困るというふうには申し上げません。

けれども、経営規模の拡大、あるいは農業で自立しようとする農家に向かつて前進することを農政の一つの主題として考えますと、いまのように比較的規模の大きな農家に土地が移るといふことの傾向というものは、はなはだ微弱であるうといふふうに思ひます。これが私も農地管理事業団の御審議をお願いいたす一番大きな理由でございます。

それから、六ページに参りますと、これはいま申し上げたような自作地売買がどういふ理由で行なわれるかという一つの考えのよりどころになるわけでございますが、内地と北海道と分けまして、自作地を譲り渡す人の理由といたしまして、農業をやめる、あるいは兼業による経営規模を縮小する、労力不足で手放す、あるいは耕作不便、低生産地のために手放すという、そういう似たような一つのグループでそれをつくりまして、それからとにかく資金の必要だといふものを第二のグループといたしまして、それからここにも書いてございすように、相手がぜひ欲しいといふような事情の第三のグループをつくりまして、内地では第一のグループで農業をやめるとか労力不足でもうかなわぬという場合が約半分ございす。それから資金が必要だといふのが約三割、その他が二割という状態になっております。これに對しまして北海道のほうは、第一の理由が非常にふえまして、約八割でございます。金が必要だといふのが約一五%、その他が、それ以外というのが大体七%ぐらいでございます。

それから八ページをちょっとごらんいただきます。これは自作地の有償所有権移転が全体で七万五千八百町歩あるわけですが、それは一体どういふ地帯の農村で行なわれているか。農村の性格から見て、都市近郊とか平地農村、農山村、山村という区分けであるわけでございますけれども、どこが主体になって動いておるかということの一つの手がかりでございます。で、この表をお説みにいたします場合は御注意でございますが、その面積、その村の面積に對して、自作地が動く面積を

分子としまして、全体の農村の耕地を分母にいたしまして、割合を出したものでございますが、〇・二%未満のはほとんど動いていないものから、五%以上の相当の動き方をしているものまで、ずつと町村を並べてみたわけでございますが、農地の移動率というのは、先ほども簡単に触れましたが、北海道で三・三%、都府県で〇・九%でございます。こまかく言いますと、北海道で三・二八%、都府県で〇・八六%ということでございます。それから、この都府県で言いますと、ワケが上から四番目くらいのところは〇・六ないし〇・八%というのがございますから、〇・八%未満のところ

が平均よりも土地が動かないところというふうにお考え願つてよろしかろうと思つて、そういういたしますと都市近郊で、数でございますから、十八、四十三、六十一というのがございますが、これを移動が平均に至らないもの数といたしまして、百四十町村になるわけでございます。百四十町村というのは全体の四百五十一町村の三十一%にあたるわけでございます。そういうふうには平均に至らない村の全体の村数に対する割合を出しますと、都市近郊が三十一%、平地農村が四六%、農山村が四二%、山村が四八%、全体が四三%というふうになるわけでございます。したがって、この数字が少くないところが土地がよく動いておるといふところで、都市近郊の三十一%というのが一番動いて、それから平地農村、農山村というの都市近郊について農山村、平地農村、山村という形で、三十一%ないし四八%ですから、裏返しに申し上げると、大体平均よりも土地が動いているような町村は都市近郊で六九%、山村で五二%ということになるわけでございますから、大体山村、都市近郊が割合土地がよく動いておるとは事実でございますけれども、平地農村なり農山村でも土地が動かないわけでもない。都市近郊なり山村なり平地農村なり農山村で、そんなに大きな違いはなさそうだというふうにお考えられるわけでございます。これは農地管理事業団が仕事をする場合に、一体平地農村では全然土地が動かないのではな

いかというふうな御批判をいただく場合が多いのでございますけれども、実際は動き方としてはそんなに大きくはありませぬけれども、平地農村においても土地はある程度までは動いておるといふことの説明でございます。

それを九ページで、村別に私どもは実態調査をいたしたもので、ある意味では確かめておりますが、その説明は略さしていただきます。以下農地の転用でありますとか、いろいろ資料がございまして、それは省略をいたします。

一ページに、農地の価格の動きがございまして、ちょっとごらんいただきたいと思つて、農地の動きで、昭和三十年に、田畑、普通のところをざらんにいただきますと、田で、反当十一万六千円が、三十九年十九万八千円で、四十年二十万四千円というふうになっておるわけでございます。畑は、三十年に六万八千円のもの、三十九年十二万、四十年十二万三千円ということでございます。これを市街地の価格指数に比べますと、たとえば住宅地で昭和三十年に相場を一〇〇といたしますと、四十年で七〇と七倍になっておられますから、大体農地は、純粋に耕作目的で売られる農地の価格は、昭和三十年と昭和四十年とを比べまして倍前後ということになるわけでございます。それでもたいへんな上がり方でございますけれども、この表をざらんにしてみても、昭和三十五年、六年くらいから農地の値上がり——転用目的のものとは別でございますけれども、耕作目的のものの上がりはある程度まで頭打ちをして、多少強含みで完全に落ち着いたわけでございます。けれども、そんなに大きな飛躍的な値上りは最近なくなつておる、こういうふうにお考えになつてよろしからうと思つて。

二ページは、その地方別の数字がございまして、普通の水田の反当にいたしまして、昭和三十九年度十九万八千円でございますが、その十九万八千円という数字は、最高は四国の二十三万九千円、それから最低は北海道の七万三千円というふうな相当な散らばりがございまして、畑でいいますと、昭和三十九年で反当十二万円のものが、東海で十六万七千円、北海道は三万七千円というふうな散らばりがあるわけでございます。

一三ページ以下は、農地取得資金、公庫資金にいたさせていただきます。

それからもう少しお時間をいただきましたが、「農地管理事業団運営の考え方」というのをちょっとごらんいただきたいと思つて、これは昨年の夏以来、私たち農地局の者が農村に入りまして、農地管理事業団を動かす場合、一体どういふ問題があるか、あるいはどういふ点を顧慮しなければいけないのか、あるいは農地管理事業団とどういふような構想がはたして村に根づくものであるかどうかというのを勉強し直す意味で、数班に分かれて村へ入つて、いわば村の人になつたつもりで農地管理事業団を具体的に村でどう動かしたいかということを検討いたしました結果でございます。農地管理事業団の法案が通りまして、事業団が設立された場合に、これですぐ全国一せいにやるといふ趣旨でもございませぬけれども、大体の考え方をひとつお聞き取りいただきたいと思つて。

農地管理事業団の第一ページの「基本的考え方」、それから三ページの「業務実施地域」といふようなところは、提案理由の説明その他にございまして、これは省略させていただきます。八ページからときどき抜いて御説明をいたしますと、「事業実施体制」ということでございます。事業実施体制で「農地管理事業団の業務がその成果を挙げるためには、業務実施地域の農業事情に即応し、農民の意向を反映し、関係機関の協力によつて業務が運営される体制を整えなければならぬ。」として、一番では「各地域における事業団の第一線の事務処理機関としては、市町村、具体的には農業委員会を活用することにする。」といふことで、いろいろ現在農業委員会が農地関係でやっておりますことを足場にいたしまして、具体的に農地の売買のあつてありますとか、あ

るいは来年度以降農地の買い取り、売り渡しをいたすわけでございますから、そういう事務でありますとか、あるいは小作の、いわば事業団を媒介として小作を行なうとかいふようなことをいたすといふこともこまかく書いております。なお、このことは九ページにもございまして、実は北海道でさきに私が申し上げましたように、内地と違って北海道では相当農家戸数も減り、また、農地の移動も内地とは違つて農業単位で動いている状態でございますから、昭和三十五年からの指導で、農地管理事業団のなつておるわけでございますが、農地管理事業団の移動と方向づけを相当な数の農業委員会がやっておるわけでございます。私ども農地管理事業団を構想するにつけては、たとえばフランス、ドイツその他の外国の例も当然参考をいたしましたけれども、北海道において現にやつておることを一つの考え方の参考にいたしましたわけでございます。

それから一〇ページでございますが、まあ農業委員会が業務をやるわけでございますが、農業委員会だけでものごとをきめるのではなくて、全体の村のまあ学識経験者ときめまして、力のある人といふか、一〇ページにも書いてございまして、農業委員会に農地管理協議会というものを設けて、市町村長、農業委員、農業団体の代表者、それからほんとうにそこですぐれた農業経営をやつておる人といふもので、これからの一体農地管理の方針をどうするか、そこでどういふ農家をやるか、どういふ農家をやるか、あるいはどういふ段取りでやるか、どういふ農家をやるか、土地の移動のあつせんなり、売り渡しをするかといふようなことをつくるということが書かれておるわけでございます。

なお、一ページには農協、あるいは二、一三ページに、県とか農業会議とか、その他関係機関の役割が詳しく書かれてございまして、一五ページは、農地管理の方針でございますが、農地管理の方針を農地管理協議会をつくるわけでございますから、私ども大体の方針を示し

で、そうごまかい干渉はあまりいたさないつもり

でございますが、この農地管理協議会できつくりま
すところの農地管理の方針の大体の内容を申し上げ
ますが、まず第一に、この一五ページの第一に
ございますように具体的な村について、「農業に
よって自立しうる農業経営としてどのような農業
経営をつくるかが当面の目標であるか」を検討
してきめるわけでございます。これは、自立経営
というものは、私も高望みをしてはなかなか
実現の可能性もないわけでございますから、当面
の目標としては、町村在住の勤労者の生活水準と
同じような生活を農業所得によって実現可能な農
家というふうに規定いたしておるわけございま
すが、そういう農業をやつて農業で生活できるだ
けの農家というのは、一体的にその村ではど
ういうものかという問い方をいたしますと、私ど
も経験したの村でも、村で大体の見当がつい
ておるわけでございます。たとえば、米一本なら
内地で二町五反から三町とか、米作にブタなどを
加えれば水田一町程度、一八ページのはじめに書
いてございまして、果樹地帯ならミカンで一町五
反とかというふうに、理屈で割り出すこともち
ろん可能でありますけれども、村に入つて、一
わが村で、自立経営というやましい問題にな
りますけれども、家族労働を減少して、そうして
農業所得で生活のできる農家は一体どういふもの
かというのは、村では具体的には大体見当がつい
ておるわけでございます。全国一律で、自立経営
というのはいささかという性格かという議論はなかな
かやましいことでございますけれども、村の現実
の問題としては、村の人たちの知恵によって、そ
れは私は現実的に解決をされておるといふふう
に考えるわけでございます。

それから一八ページは、農地管理事業団とい
うものは自立経営の育成と同時に、協業の助長とい
いますか、自立経営に準ずるような協業経営な
り、土地のあつせんなり売り渡しをいたすわけ
でございますから、そういう自立経営に準ずるよう
な協業経営の内容というのが書かれておるわけ
でございます。

でございます。

それから一九ページになりますと、農地管理の
方針の一つの問題点でございますけれども、一体
どういふ段取りで自立経営といふか、その村
で育成することを目標とする農家をつくるかとい
う段取りでございます。これは私も、かりにそ
の村では水田経営で二町五反なり三町なりとい
う農業所得で十分やういふことであることであ
りまして、いきなり初年度からそういう農家をつ
くるといふことはなかなか無理なことでございま
すから、一挙に目標の規模へ到達することを考え
る必要はなく、要するに、段階的に望ましい経
営規模に接近していくという考え方をこの方針の
中で明らかにするといふわけでございます。

二一ページ以下は、私も村に入つて作業を
いたした場合には、一体わが村で望ましい農家とい
うものはどういふものかということが、北海道の
畑作地帯、北陸の水田地帯あるいは中部の畑作地
帯、東海の果樹地帯等々、そこで具体的問題に
なりましたものがわが村ではどのくらい農家か
といふことが具体的に書かれておるわけございま
す。

そこで、次の問題といたしましては、そういう
望ましい農家といふか、目標的な農家を設定
したとして、一体どういふふうにするかという農家に
候補者を選ぶかという問題でございます。これは
まあ村の人たちの意見も十分聞いて考えますこと
は、基本的な問題といたしましては、二二ページ
の下の部分に書いてございまして、「将来とも農
業に生活の本拠を置き他産業従事者に匹敵するよ
うな所得を挙げようとする農業経営をしようとい
う農業従事者の意欲と能力」が根本でございま
す。「その意味では現在の経営規模や専業別など
に必ずしもこだわることではない。」といふこと
でございます。

それで、二四ページの三行目からでございます
が、「最も重視しなければならぬのは「人」の
要素である」、「具体的には少なくとも経営主や
あととりが農業に従事し、農業を一生の仕事と考

え、しかもすぐれた農業経営をする能力をもつて
いるかどうかの問題である。」といふことござ
います。

それから二五ページから、そういうものは一体
どういふものであるか、もう少し具体的に考えま
すと、二五ページの終わりから四行目ぐらいで
ございまして、「青年男子を含む二人以上の家族
労働が農業に専ら従事し、自立経営を目ざして経
営を改善する意欲を有すること。」「農業経営主
が農業におおむね専従しているか、経営主が高年
齢に達しているときはそのような後継者が確実に
得られること。」また、「経営主又は農業後継者
が、農業経営について、自立経営を目標とするに
十分な高度の技術や経営能力を有すること。」と
いふようなことが考えられるわけでございます。

その次には、以上のような要件に該当する農家
は複數あるわけでありましようが、一体、具体的
に農地を取得させるものをどうやって選ぶかとい
う問題でございます。これは二六ページにもござ
いまして、一体、非常に大きな農家をつくるの
か、あるいは、とにかくある程度の農業所得で
やつていける農家を第一につくるのかという問題
でございますが、これも私はその地帯その地帯に
おける農業の事情によって違ふでありましようか
ら機械的に結論を出す必要はないと思ひますが、
大体私が感じた限りでは、この二六ページのま
ん中以下にございまして、「農家として他産業従事
者なみの所得を挙げるための最低限の経営面積に
到達するものを優先させ、次にその経営面積をこ
えて更に一その規模拡大を図るといふ方針をと
ることとする意見が多かつた。」私はそれはそれ
でもよからうと思ひます。「また、特定の農地の
取得者をきめる場合には、その農地の位置、品位
からみて、耕作の便や農地の集団化に最も利益を
受ける者を優先させることが適当であるといわれ
た。」

二七ページは、農地管理の方針を出す場合に、
地域内における農地移動の現状と見直し、あるい
は土地利用の計画、農地の開発計画あるいは土地

改良事業等々、十分連絡をはかつて行なう必要が
あるといふことが次に書かれてございます。

三四ページ以下は、実際の活動のしかたという
ようなことで、農業委員会はどういふ点に気をつ
けて事業するかというふうなことがごまかく書か
れておるわけでございます。これは、私も、これが
これでやれという、そういう厳格なものとは考へて
おりませんで、まあ私も、たまたま、いわば霞ヶ関
農政ということで机の上で考へたことではなく
て、村に入つて、どういふ形で動かし、また動か
すべきだといふことの一つの御参考としての資料
でございます。

以上でございます。

○委員長(山崎君) 続いて、農林漁業団体職員
共済組合法等の一部を改正する法律案について補
足説明及び資料説明を聴取いたします。和田農政
局長。

○政府委員(和田正明君) 最初に法律案の補足説
明を申し上げます。

この法律案は、給付の内容を国家公務員共済組
合、地方公務員共済組合等の他の共済組合制度に
準じて改善するとともに、組合が給付を行なうよ
うに要する費用についての国の補助率を引き上
げ、あわせてこの制度の円滑な運営をはかるため
の規定の整備を行なうことを内容とするものであ
ります。

初めに、給付内容の改善に関する点につきまし
て御説明申し上げます。

まず第一、第三十七條の二におきまして、
減額退職年金を新設することとしたしてございま
す。この年金は、退職年金の支給を停止されてい
ても五十五歳に達するまでは支給を停止されること
となつて現行制度と関連するものでありまして、
五十五歳未満でありましても特に希望する者
につきましては、退職年金の額を一定率で割り引
きした年金を支給することができるようにするも
のであります。割引率は退職した年令と五十五歳
との差一年につき四％であります、この率は国

家公務員共済組合制度等他の共済制度です。これに減額退職年金制度を設けているものにおける割引率と同率としております。

次に第二中の附則第四号の改正におきまして、昭和三十九年九月三十日以前の組合員期間、いわゆる旧法組合員期間にかかる平均標準給与の年額の計算方法を改めることとしております。平均標準給与の年額は、昭和三十九年の法改正前の組合員期間、いわゆる旧法組合員期間につきましましては、従来、給付事由発生時点からさかのぼり五年間の平均となつておりましたが、今回、昭和三十九年改正後の本法における計算方法、すなわち給付事由発生時点からさかのぼり三年間の平均とすることとし、平均標準給与の年額の引き上げをはかることとしております。

また、旧法組合員期間にかかる平均標準給与につきましましては、当時の標準給与表との関連で、最高額を五万二千円で押えることとされておりましたが、これを廃止して昭和三十九年法改正後と同様の取り扱いとすることとしております。

平均標準給与は、これに一定の給付率を乗じて給付額を算定する基礎となるものでありますから、これらの措置によって旧法組合員期間にかかる給付額が増額されることとなるわけでありませぬ。

次に、第二中の附則第五条の二及び附則中の第五条におきまして、すでに年金受給権者となつてゐる者の退職年金、障害年金または遺族年金の額を、四十一年十月分以後、引き上げることとしております。二カ条に分かれておりますのは、前の方の方は三十九年法改正前の既裁定年金にかかるところであり、後の方は三十九年法改正後の既裁定年金にかかるところであります。

引き上げの内容は、第一に、旧法組合員期間にかかると平均標準給与の年額をたいた第四号第四号について申し上げましたと同様に、五年平均から三年平均に改めるとともに、五万二千円の最高制限を廃止すること、第二に、厚生年金保険の被保険者であった期間にかかると年金額の減額を受け

ていた者についてはこれを廃止すること、第三に、組合員期間が二十年以上であった者につきましましては、以上の方法によりその額を改定した後、なお退職年金、障害年金にあっては六万円、遺族年金にあっては三万円に達しない場合におきましては、それぞれその額を六万円又は三万円まで引き上げることとしております。

以上が給付内容の改善に関する改正点のおもな内容であります。

次に国庫補助率の引き上げに関する改正について申し上げます。

第一条中の第六十二条でございますが、従来、組合が毎年度給付を行なうのに要する費用のうち一五%を国が補助することといたしておりましたが、本改正法によりましてこれを一%引き上げて一六%を補助することとするものであります。これによりまして、今回の給付内容の改善に伴つて必要となる財源増が相殺され、農林漁業団体及び組合員の掛金負担を増加することは回避できることとなりませぬ。

次に、その他の改正点につきまして御説明申し上げます。

その一は、第一条中の第十条の改正でございます。これは組合の監事が、監査の結果に基づいて、理事長または農林大臣に意見を提出すること、及びできる旨の規定を新設するものであります。他の各特殊法人と軌を一にする規定を設けるものであります。

その二は、第一条中の第二十条の標準給与表の改正であります。これにより標準給与の月額の最低を従来六千円から八千円に引き上げることとするものであります。

その三は、第一条中第五十三条の二の新設及び第七十条以下の改正であります。これは組合の業務のうち福祉事業及び余剰金運用としての農林漁業団体への貸し付けにかかる事業を、農業協同組合連合会その他の一定の者に委託することができるところとするのと、受託する法人がそれぞれ根拠法律において他からの業務の受託能力に

つき制限を加えられている場合において、それらの根拠法律の規定にかかわらず組合の業務を受託し得ることとするに及びこれに関連する監督、罰則の規定の整備であります。これにより、農林漁業団体職員共済組合が、より円滑に福祉事業等の業務を行ない得るようになるものであります。最後に、この法律の施行日は、準備期間等を考慮いたしまして、昭和四十一年十月一日としております。

以上がこの法律案の主要な内容であります。続けて、お配りをしてございます資料についてごく概略を御説明申し上げます。

三種類お配りをしてありますのでございますが、そのうち一番厚い農林漁業団体職員共済組合等の一部を改正する法律案関係資料という厚い一冊の本のはうは、法案とそれから条文の新旧対照表、それから提案理由の説明、要綱等でございますので、御説明を省略させていただきます。

それから横とじて四角なワックをつけました四ページほどの資料がございます。これは各共済組合制度の給付内容の比較をいたしたものでございます。一ページから二ページにわたつて各共済組合法におきまして新法ベースの給付内容の比較をいたしてございます。一番左の縦に各共済組合法を並べまして、横のほうに給付基準、以下退職年金あるいは一時金、障害年金等給付の内容その他を横にとつてございます。これは現行ベースでございますので、今回の改正法案の内容はこの対照表には織り込んでございません。一番上が国家公務員共済組合法でございます。一番下にこれから御審議をいただきます農林漁業団体職員共済組合法が書いてございます。一番下をこらういた

だきますと、ほぼ大抵新法ベースでは国家公務員に同じところが多いのでございますが、一番最初の給付基準のところ、国家公務員法では最終三年間の標準給与の平均ということになっておりますが、その次の退職年金のところの給付要件のところ、減額退職年金制度が現在は農林年

金にございませんで、それを先ほど補足説明等

で申し上げましたように、今度の改正法案に織り込んであるわけでございます。

それから、右から二つ目の廃疾一時金のところ、若干、国家公務員に同じということではなく、別なことが書いてございますが、これは組合員期間が一年以上の場合に、国家公務員では、公務内の軽度疾については、国家公務員の災害補償法が適用されまして、共済組合法が適用にならないわけでございます。農林年金の場合には、同様、職務上の軽度疾につきましては、一般的には、労働災害保険法が、一般に言っておりますが、労災法が適用対象になるわけでございます。

ただ、この年金の組合員のごく一部には、労災法の適用対象にならない者がございますので、それをカバーをいたしますために、職務上の軽度疾につきましても、若干の規定を設けておるわけでございます。

その二点以外は、現行法ベースでは、公務員共済と同一の事情になっております。

それから、次のページも比較表でございますが、掛金率及びその負担割合と、まん中より右寄りのところにございませぬが、そのところが、国家公務員と農林年金とでは、公務員の掛金率が千分の百五でございます。そのうち、国が千分の六十一を、組合員が千分の四十四を負担いたしておりますが、農林年金では、掛金率が千分の九十六で、それを折半して、事業主千分の四十八、組合員が千分の四十八、負担をしておるという、負担割合がやや国家公務員とは違つてございませぬ。

それから三ページ以後に、農林年金の旧法組合員期間、昭和三十九年の法改正以前の組合員期間の取り扱いが、上段に書かれてございます。まん中からやや下寄りるところに、棒を引いてありますところより下が、今度の法改正が成立した以後の取り扱いの内容になるわけでございます。

給付基準につきましましては、現行法では、最終五年間の標準給与の平均であり、月額では五万二千円の頭打ちでございますが、今度の改正法案が成

立をいたしますと、最終三年間の標準給与の平均となり、頭打ち五万二千円が十一万円に改められるわけでございます。

それから、退職年金の額につきましては、特に既裁定年金について六万円以下のものが六万円というふうな、最低保障をいたしますことと、それから現行法では、厚生年金期間について二割の減額をいたしておりますが、それを廃止することに改められるわけでございます。

退職一時金の額には変更がございません。それから障害年金につきましても、内容は変更がございませんが、既裁定年金につきまして、六万円未満のものは六万円まで引き上げられるというところになるわけでございます。

障害一時金の額については変更がございません。それから遺族年金の額につきましては、基本的には変更がございませんが、特に、本人が二十年以上の組合員期間の場合には、その遺族年金の最低を、三万円未満のものについては三万円まで引き上げるといふ点が、今回の改正法案の中に盛り込まれておられるわけでございます。

遺族一時金などについては変更がございません。それから四ページの表は、各種の共済組合制度の現行法におきます取り扱ひの類似点と、おもな相違点とを表にしたものでございます。

類似点は、そこに文章で書いてございますように、新法期間が旧法期間に比べて計算をして、それを足したものと支給をするというルールは同じでございますが、旧法期間の取り扱ひ等については、若干の差がございます。それがおもな相違点として掲げてある表でございます。

国家公務員共済と農林年金とについて比べて見ますと、給付基準の中で、給付の基礎給与となりますが、国家公務員共済は、恩給法時代あるいは旧共済組合とも最終給与でございますのに、農林年金については、最終五年平均、今回の改正で三年平均というふうな改められますけれども、

そこが違います。それから給付の頭打ちにつきましては、恩給法にはございません。また、旧共済は、月額十一万円でございますが、農林年金は、現行法が月額五万二千円の頭打ちになっておりますのを、今回、十一万円というところまで改めるところになるわけでございます。

それから給付標準につきましては、いろいろな給付によっていろいろな違いがございますが、ここでは一番典型的でございます。恩給は、十七年の勤続年限で給付が開始されて、その給付は、十七年につきまして百分の三十三・三、十七年をこえる場合には、その一年につき百五十百分の三十三・三、二十年をこえる一年につき九十分の一ずつ加算されます。農林年金は、この旧共済と同様でございます。二十年で給与年額の百分の三十三・三、二十年をこえることで九十分の一ずつ一年につき加算されるような仕組みになっております。

なお、まんな中のところにございます地方公務員等共済組合のところでは、カッコして、市町村職員共済というふうな書いてございますが、地方公務員の共済におきましては、旧恩給法から引き継がれましたもの、それから退職年金に関する各県の、あるいは各市町村の条例によりますもの、昭和十八年にできました町村吏員恩給組合、あるいは昭和三十年に厚生年金から分離をいたしました市町村職員共済組合等、各県各市町村によって旧法期間が非常に多彩でございましたので、市町村職員共済のみを例として掲げておりますので、御了承いただきたいと思います。

それからもう一つ、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案参考資料といたしました、数枚としましたものをお配りしてございます。

これについて簡単に御説明を申し上げますと、第一ページのところに、現在の組合員の員数、そ

れから加入しております団体の数、それから標準給与の平均金額、負担割合及び掛金率を表にして掲示してございます。組合員の数は、三十五万三千六百四十七人、団体の数が一万九千七百二十九、標準給与が二万一千四百七十八円、いずれも昭和四十年十月三十一日または四十年三月三十一日現在の数字でございます。

それから、二ページから三ページにかけては、現行の農林年金が厚生年金から分離をいたしまして、その後行なわれましたところの改正点を列記をいたしております。三ページの左側にございますのが、三十九年までに行なわれました改正、それから右側に書いてございますのが、三十九年以後の改正でございますが、その内容については、特に御説明は省略をさせていただきます。

それから四ページで、給付に充てる資金の流れを图示してございます。これも別に御説明をするところはございません。

それから五ページに、給付経理の資産の運用状況を、昭和四十年三月までの現在で載せてございます。三百六十六億七千六百万円の余裕金を預貯金に、あるいは他経理の長期貸し付け金、投資有価証券、信託、投資不動産等々、そこにございますように、運用いたしております。それぞれの運用利回りは、そこにございますように、平均八分になっております。それから、それぞれの運用の構成割合は、そこにございますように比率になるわけでございます。

なお、投資有価証券の内容について簡単に申し上げておきますと、大部分は農林中央金庫あるいは商工中央金庫、長期信用銀行、不動産銀行等の発行する金融債に投資をされておまして、二百十五億五千万円のうち、百三十四億がそういう金融債でございます。それから四十七億六千万円ほどが電電公社、国有鉄道、東京都交通営団等の特殊法人債でございます。それから三十三億七千万円が東京電力、関西電力、中部電力等のいわゆる電力会社の社債でございます。残りの約千五百万円足らずが地方債ということになっております。

これは制度上も制限をいたしておりますが、しよつちゅう価格の変動をいたします株式等には投資をさせることを認めておらないわけでございます。

それから二番目にございます他経理長期貸し付け金と申しますのは、組合員に対する貸し付け、福祉事業としての貸し付け、それから福祉事業としての療養所でございますとか寮の設置とか、そういうことに向けられておる金額でございます。それから六ページから七ページにわたりますので、この年金の給付状況を、昭和三十八年と三十九年と、四十年度はまだ最終決算が終わっておりませんので今年の二月までの実績の数字及び予算を、それぞれ給付の種類別に掲げてございます。

それから八ページから九ページにわたりますので、今回の改正に伴います財源率の試算をいたした表を載せてございます。新旧通算の関係で、先ほど申し上げておりましたように、平均標準給与の算定基礎期間を、現行五年から三年に改めまして、所収財源率が千分の一・三八でございます。それから平均標準給与五万二千円の頭打ちを廃止いたしますことに伴います所収財源率はきわめて微々たるものでございまして、特に計上の必要がないような数字でございます。

それから、既裁定年金の引き上げのうち標準給与を五年から三年にいたしますことが千分の〇・〇八、それから厚生年金の減額廃止が千分の〇・〇四、それから最低保障が六万円、三万円という最低保障をつくり出すことで千分の〇・〇三、それから減額退職年金制度の新設をいたしたわけでございますが、これは本人が希望を申し出ることによって、減額した退職年金を支払うことになりまますので、今回、改正法施行後、どの程度の希望が出てくるかによつて所収財源率に変更がございしますが、とりあえずは所要財源を必要といたしませんので、今後の財源率再計算の機会に検討することにして、今回はその部分をはずしております。以上の合計で千分の一・五三の所要財源率を所要といたしますが、国庫補助率を一六％といた

九

第九

第九

第九

第九

第九

第九

第九

第九

しました場合に、千分の一・四一が吸収をされま
すので、残りとして現行の掛け金率が九五・八五
の財源率を九六というふうに取り上げてやってお
ります結果、千分の〇・一五なお余裕がございま
したので、それらを差し引きをいたしますと、こ
の改正法を施行いたしました場合にも、国庫補助
率が一六％である限り、とりあえずなお財源とし
ては千分の〇・〇三だけ余裕があるということに
なるわけでございます。

それから一〇ページから一一ページにかけてし
ては、本年度の予算と法改正後の関係を掲げてご
ざいます。十月一日からの施行を予定いたしてお
りますので、現行ベースの金額の半分と改定後の
増加額の半分とにつきまして、それぞれ前半が一
五％、後半が一六％で計算をいたしますと、三億
六千二百七十五千円の補助になるわけでござい
ますが、これで予算書に計上してあります補助金
と同額ということになるわけでございます。

以上、たいへん簡単でございますが、参考資料
の説明を終わります。

○渡辺勸吉君 資料を要求します。

公的年金制度における既裁定年金の種類別、制
度別、年次別平均年金額です。まず、第一表とし
て提出してほしい。で、公的年金制度でありま
すが、国家公務員、地方公務員それぞれ共済組
合、公共企業体共済組合、私学共済、厚生年金、
農林年金、この六つについて、三十六年度から四
十年度までの五カ年間の退職年金、障害年金、遺
族年金について、それぞれ既裁定年金の平均年金
額の一覧表をまず一表として資料を提出を求めま
す。

次は、スライド制に関係のあることであります
が、たしか厚生省所管の社会保険審議会が厚生年
金部会が持たれ、その中にまた懇談会をもってス
ライド制の研究を保持しておるのですが、その懇
談会には厚生省の原案とも思われるスライドに関
する提案が出ておる。それを中心として、この懇
談会の研究会でいままです検討したその検討の経
過、それを具体的な資料として御提出を願いた

い。
それから、これは総理府所管に属することでご
ざいます。公務員年金制度連絡協議会、この
スライド制について検討をしておるわけではな
い。この検討の経過等を具体的に資料として提出を
してほしいわけではな

それから、やはりスライド制に関係のある資料
ですが、これは恩給と国家公務員、地方公務員、
公共企業体等のそれぞれの共済組合における過去
の既裁定退職年金の改定の具体例を示してほしい
わけではな。と言うのは、少し説明をしなければ私
の要求する資料の意味が明らかではないと思いま
すが、たとえば公共企業体共済組合のワンメン
バーである国鉄の場合、昭和十八年に退職したも
のが当時百七十千円の年金額が決定しておるわけ
ですが、最近これが二万七千円になっておる。これ
は一つの例ですが、これがこの例をあげた公共企
業体共済組合の大体年金額のアップの平均値に近
いものであればそういうもの、なるべくそういう
うもの具体的な例として、改定前を一〇〇とし
たその変化率等をつけ加えた既裁定退職年金の具
体例を示してほしいわけではな。それから、
ただいまの資料説明にもありましたが、農林年金
の平均給与額がありましたが、これを最近時の他
の公的年金制度のそれと比較したもの、その公的
年金制度は第一の資料にあげた種類にしぼって
いわけでありませんが、その平均報酬額、掛け金率
及び国庫負担、その比較一覧できるものをひと
つ表示してほしい。国家公務員等は当然追加費
用として施行法五十五条にうたっておるわけであ
ります。そういうものを当然比較できる形で整
備をして出してほしいわけではな。もとより、この
場合は掛け金補助であって、農林年金は給付費の
補助であって、あと払い、先払いという違いもあ
るはずであります。そういう点がまた比較検討で
きる意味で整理をして出してほしいわけではな。

それから第四点は、昭和四十年年度における退職
一時金の請求者総数と、その中で通算退職年金の
財源非除を申し出た者が全体の何割になってお

るか、これを資料としてお示しを願いたい。
それから、第五点は、諸外国の公的年金制度に
おける掛け金率及び労使負担割合、これは掛け金
のまた内訳として表示してほしいわけではな。国
庫負担及びスライド制が諸外国ではどういう実態
であるかを明らかにした資料を提出してほしい。
それから、公的年金制度の最低保障額と生活保
護基準額というものの比較表を出してほしい。
この資料の要求ということからも推測できるよう
に、われわれもこれは審議の資料でありますか
ら、以上の資料の提出を求めます。

○政府委員(和田正明君) たいま御要求のござ
いました資料のうち、二つ目に先生がおっしゃい
ました厚生年金部会の懇談会の検討経過、あるいは
連絡協議会の検討経過については、それぞれ関
係省と打ち合わせをしてみませんとはっきりいた
しませんのでございしますが、その他の部分につ
きましては、できるだけ早く資料を整えて提出いた
します。

○渡辺勸吉君 厚生省と総理府所管のことです
から、それから検討された経過の資料を出してい
ただけがいいです。

○委員(山崎齊君) 以上をもって、農地管理事
業団法案、農林漁業団体職員共済組合法等の一部
を改正する法律案について、提案理由の説明、補
足説明、資料説明は終了いたしました。
本日は、これをもって散会いたします。
午後四時三十六分散会

五月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。
一、農地管理事業団法案(予備審査のための付
託は五月十一日)
一、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改
正する法律案(予備審査のための付託は四月
二日)

農地管理事業団法案
(小字及び一は衆議院修正の部分)

附則 (地方税法の一部改正)

第十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二
十六号)の一部を次のように改正する。
第七十二条の四第一項第三号中「八郎潟新農
村建設事業団」の下に「農地管理事業団」を加
える。

第七十三条の四第一項に次の一号を加える。

二十 農地管理事業団が農地管理事業団法
(昭和四十一年法律第 号)第二十條第
一項第三号に規定する業務の用に供する不
動産

第三百四十八條第二項第二号中「八郎潟新農
村建設事業団」の下に「農地管理事業団」を加
え、同項第二号の四の次に次の一号を加える。

二の五 農地管理事業団が農地管理事業団法
第二十條第一項第三号に規定する業務の用
に供する固定資産で政令で定めるもの

附則第五十四條の次に次の二項を加える。

(農地管理事業団のあつせん等による土地の
取得に対する不動産取得税の課税標準の特
例)

15586 農地管理事業団法第二十條第一項第一号の
規定による売買のあつせんにより土地を取得
した場合(当該取得に要した資金の額のうち
政令で定める額につき同項第二号の規定によ
る資金の貸付けを受けて取得した場合に限
る。)及び同項第三号の規定による売渡しに
より土地を取得した場合(当該取得の対価の
額のうち政令で定める額の支払が同法第三十
條第一項に規定する元利均等年賦支払の方法
による場合に限る。)における当該土地の取得
に対して課する不動産取得税の課税標準の算
定については、当該取得が昭和四十四年三月
三十一日までに行なわれたときに限り、当該
土地の価格に同法第二十条第一項第一号の規
定による売買のあつせんに係る当該土地の取
得に要した資金の額に対する同項第二号の規
定による当該土地の取得に係る貸付金の額の

割合又は同項第三号の規定による売渡しに係る当該土地の取得の対価の額に対する当該対価の額のうち同法第三十条第一項に規定する元利均等年賦支払の方法によつた額の割合を乗じて得た額に政令で定める率を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

1567 農地管理事業団法第二十条第一項第一号の規定によるあつせんに係る交換又は同項第三号の規定による交換により土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が昭和四十四年三月三十一日までに行なわれたときに限り、当該交換によつて失つた土地の価格に相当する額を価格から控除するものとする。

(農林省設置法の一部改正)
 第十七条 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。
 第十條第一項第三号の次に次の一号を加える。
 三の二 農地管理事業団の指導監督を行なうこと。

第十條第二項中「第三号」を「第三号の二」に改める。
 (地方税法の一部を改正する法律の一部改正)
 第十八条 地方税法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第四十号)の一部を次のように改正する。
 附則第二十七條を削る。

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案
 (小字及び一は衆議院修正の部分)

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)
 第一条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。
 目次中「第五十三條」を「第五十三條・第五十三條の二」に改める。

第十條中第四項を第五項とし、第三項の次に

4 次の一項を加える。
 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができる。
 第二十条第一項の表を次のように改める。

標準給与の等級	標準給与の月額	給与	月額	額
第一級	八,000円	八,500円未満	六,500円未満	
第二級	九,000円	八,500円以上	七,000円未満	
第三級	10,000円	九,000円以上	七,500円未満	
第四級	11,000円	10,000円以上	八,000円未満	
第五級	12,000円	11,000円以上	八,500円未満	
第六級	13,000円	12,000円以上	九,000円未満	
第七級	14,000円	13,000円以上	九,500円未満	
第八級	15,000円	14,000円以上	10,000円未満	
第九級	16,000円	15,000円以上	10,500円未満	
第十級	17,000円	16,000円以上	11,000円未満	
第十一級	18,000円	17,000円以上	11,500円未満	
第十二級	19,000円	18,000円以上	12,000円未満	
第十三級	20,000円	19,000円以上	12,500円未満	
第十四級	21,000円	20,000円以上	13,000円未満	
第十五級	22,000円	21,000円以上	13,500円未満	
第十六級	23,000円	22,000円以上	14,000円未満	
第十七級	24,000円	23,000円以上	14,500円未満	
第十八級	25,000円	24,000円以上	15,000円未満	
第十九級	26,000円	25,000円以上	15,500円未満	
第二十級	27,000円	26,000円以上	16,000円未満	
第二十一級	28,000円	27,000円以上	16,500円未満	
第二十二級	29,000円	28,000円以上	17,000円未満	
第二十三級	30,000円	29,000円以上	17,500円未満	
第二十四級	31,000円	30,000円以上	18,000円未満	
第二十五級	32,000円	31,000円以上	18,500円未満	
第二十六級	33,000円	32,000円以上	19,000円未満	
第二十七級	34,000円	33,000円以上	19,500円未満	
第二十八級	35,000円	34,000円以上	20,000円未満	
第二十九級	36,000円	35,000円以上	20,500円未満	
第三十級	37,000円	36,000円以上	21,000円未満	
第三十一級	38,000円	37,000円以上	21,500円未満	
第三十二級	39,000円	38,000円以上	22,000円未満	
第三十三級	40,000円	39,000円以上	22,500円未満	

第二十三條の二第一項及び第三項中「退職年金」の下に「又は減額退職年金」を加える。
 第三十七條第一項中「退職年金を受けている者」を「退職年金を受ける権利を有する者」に改める。
 第三十七條の二第六項中「前条第一項」を「第三十七條第一項」に改め、同条を第三十七條の三とし、第三十七條の次に次の一條を加える。
 (減額退職年金)
 第三十七條の二 退職年金を受ける権利を有する者が五十五歳に達する前に年金である給付を受けることを希望する旨を組合に申し出たときは、その者の死亡に至るまで、減額退職年金を支給する。この場合においては、退職年金は、支給しない。
 2 減額退職年金の年額は、退職年金の年額から、その額の百分の四に相当する額に、五十五歳と当該減額退職年金の支給を開始する月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数を乗じて得た額を減じた額とする。
 3 前条第一項及び第二項前段の規定は、減額退職年金に準用する。
 4 前項において準用する前条第二項前段の規定による改定後の減額退職年金の額は、改定前の減額退職年金の額とその算定の基礎となつた平均標準給与の年額に対する割合に、前後の組合員期間を合算した期間の年数から改定前の減額退職年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につき百分の一・五を加え、これを再び退職した当時の平均標準給与の年額に乘じて得た額とする。この場合においては、同条第二項後段及び第三項の規定を準用する。
 5 再び退職した日において五十五歳未満である者に対する前項の規定の適用については、同項及び同項において準用する前条第二項後段中「百分の一・五」とあるのは、「百分の一・五に五十五歳とその再び退職した月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数一

年につき百分の四を乗じて得た割合を百分の一・五から減じた割合とする。

第三十八条の二第四項中「第三十七條の二第五項」を「第三十七條の二第五項」に改める。

第四十四條第四項中「第三十七條の二」を「第三十七條の三」に改める。

第四十六條第一項第二号中「退職年金を受け権利を有していなかった者及び再び組合員となつていた者については、」を「減額退職年金の支給を受けていた者についてはその減額退職年金の給付事由が生じなかつたものとみなした場合において支給すべきこととなる退職年金、退職年金を受ける権利を有していなかったその他の者及び再び組合員となつていた者については、「障害年金」を「減額退職年金及び障害年金」に改める。

第四章中第五十三條の次に次の一条を加える。

(事業の委託)

第五十三條の二 組合は、前条に規定する事業の一部を農業協同組合連合会その他の農林大臣の指定する者に委託することができる。

2 前項の農林大臣の指定する者は、他の法律の規定にかかわらず、同項の規定による委託を受けて、当該事業を行なうことができる。

第六十二條第一号中「百分の十五」を「百分の十六」に改める。

2 同は、前項に規定するものほか、財源調整のため必要があるときは、毎年度、予算の範囲内において、これに要する費用の一部を補助することができる。

第七十條に次の一項を加える。

2 第五十三條の二の規定は、前項第五号の方法による業務上の余裕金の運用の業務に準用する。

第七十二條第二項中「第七十條第三号」を「第七十條第一項第三号」に改める。

第七十四條第一項中「組合に対し」を「組合若しくは第五十三條の二第一項(第七十條第二項において準用する場合を含む。))の規定による委託を受けた者(以下「受託者」という。))に対し」に、「組合の事務所」を「組合若しくは受託者の事務所若しくは事業場」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、受託者に対しては、当該受託業務の範囲内に限る。

第八十條第二項中「組合の役員」を「組合又は受託者の役員」に、「業務又は財産」を「業務若しくは財産又は受託者の当該委託に係る業務若しくは財産」に、「組合に対して」を「組合又は受託者に対して」に改める。

第八十一條第四号中「第七十條」を「第七十條第一項」に改める。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四條第四号を次のように改める。

四 旧法の平均標準給与の年額 旧法第二十一条及び第二十二條の規定の例により算定した平均標準給与の月額の十二倍に相当する額(その額が新法第二十一條の規定の例により算定した平均標準給与の年額より少ないときは、その年額とする。)をいう。

附則第五條の次に次の一条を加える。

(従前の退職年金等の額の特例)

第五條の二 施行日前に給付事由が生じ、旧法の規定により支給される退職年金、障害年金又は遺族年金については、昭和四十一年十月分以後、それぞれ、その額を、旧法の平均標準給与の月額又は旧法の平均標準給与の月額をそれぞれ平均標準給与の月額又は平均標準給与の月額とみなし、旧法附則第五條を除く旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定による改定額が次の各号に掲げる年金の区分に従いそれぞれ当該各号に掲げる額より少ないときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額をもってその改定額とする。ただし、○旧法組合員期間が二十一年に満たないときは、この限りでない。

一 退職年金又は障害年金 六万円
二 遺族年金 三万円

附則第七條に次の一項を加える。

5 第二項及び前項の従前の退職年金の額は、旧法の平均標準給与の月額又は旧法の平均標準給与の月額をそれぞれ平均標準給与の月額又は平均標準給与の月額とみなし、旧法附則第五條を除く旧法の規定を適用して算定した額とする。

附則第八條中「第三十七條の二第二項」を「第三十七條の三第二項」に改める。

附則第九條中「第三十七條の二第三項」を「第三十七條の三第三項」に改める。

附則第十二條第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の旧法第三十九條又は第四十五條の規定による障害年金又は障害一時金の額は、旧法の平均標準給与の月額又は旧法の平均標準給与の月額をそれぞれ平均標準給与の月額又は平均標準給与の月額とみなし、それぞれ、旧法第三十九條又は第四十五條の規定を適用して算定した額とする。ただし、障害年金については、旧法組合員期間と新法組合員期間とを合算した期間が二十年以上である場合において、その算定された額が六万円より少ないときは、六万円とする。

附則第十四條に次の一項を加える。

2 附則第十二條第三項の規定は、前項の旧法第三十九條の規定による障害年金の額に準用する。

附則第十五條に次の一項を加える。

5 附則第七條第五項の規定は、第二項及び前項の従前の障害年金の額に準用する。

附則 附則第十四條に給付事由が生じた給付の取扱いは、第四條 施行日前に給付事由が生じた旧法の規定

による給付については、次条○に規定するもの並びに附則七及び第六條の政令で規定するものほか、なお従前の例による。

(従前の退職年金等の額の特例)

第五條 施行日前に給付事由が生じ、旧法の規定により支給される退職年金、障害年金又は遺族年金であつて、更新組合員に係るものについては、昭和四十一年十月分以後、それぞれ、その額を、その額の算定について改正後の農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(以下「新改正法」という。))附則第四條、第七條第五項(新改正法附則第十五條第五項(新改正法附則第二十條)において準用する場合を含む。))及び第二十條において準用する場合を含む。又は第十二條第三項本文(障害年金に係る部分に限るもの)とし、新改正法附則第十四條第二項において準用する場合を含む。の規定の適用があつたとしたならば支給されることとなる退職年金、障害年金又は遺族年金の額に相当する額に改定する。

2 前項の規定による改定額が次の各号に掲げる年金の区分に従いそれぞれ当該各号に掲げる額より少ないときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額をもってその改定額とする。ただし、○組合員期間(新改正法附則第四條第一号の旧法組合員期間と同条第二号の新法組合員期間とを合算した期間をいう。))が二十一年に満たないときは、この限りでない。

一 退職年金又は障害年金 六万円
二 遺族年金 三万円

第六條 旧改正法施行の日から昭和四十一年四月三十日までの間に給付事由が生じ、旧法の規定により支給される障害年金であつて、更新組合員以外の組合員に係るものについては、その額が六万円より少ないときは、昭和四十一年十月分以後、その額を六万円とする。

(政令への委任)

第六條 この附則に規定するものほか、この法

律の給付に関する規定の施行に關して必要な事項は、政令で定める。

(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正)

第七^八条 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四十一条並びに第四十二条第一項及び第三項中「第三十七条の二」を「第三十七条の三」に改める。

第八部

農林水産委員会會議錄第二十八号

昭和四十一年五月三十一日

【參議院】

昭和四十一年六月六日印刷

昭和四十一年六月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局